3 ［略］

（部次長）

第八条　北海道防衛局及び北関東防衛局の企画部、北海道防衛局、東北防衛局、北関東防衛局、中国四国防衛局及び九州防衛局の調達部並びに南関東防衛局、九州防衛局及び沖縄防衛局の管理部に、それぞれ次長一人を、東北防衛局、南関東防衛局、近畿中部防衛局、中国四国防衛局及び九州防衛局の企画部並びに南関東防衛局及び近畿中部防衛局の調達部に、それぞれ次長二人を、沖縄防衛局調達部に次長三人を、同局企画部に次長四人を置く。

2 ［略］

（企画部に置く課）

第十四条　企画部に、次に掲げる課を置く。

地方調整課

地方協力基盤整備課（北関東防衛局に限る。）

連絡調整課（沖縄防衛局に限る。）

移設整備課（沖縄防衛局に限る。）

施設対策計画課（南関東防衛局及び沖縄防衛局に限る。）

周辺環境整備課

防音対策課

住宅防音課（北関東防衛局及び沖縄防衛局に限る。）

住宅防音第一課（南関東防衛局に限る。）

住宅防音第二課（南関東防衛局に限る。）

業務課（東北防衛局、近畿中部防衛局及び中国四国防衛局に限る。）

施設補償課（東北防衛局に限る。）

施設管理課（東北防衛局、近畿中部防衛局及び中国四国防衛局に限る。）

施設取得課（東北防衛局及び中国四国防衛局に限る。）

施設取得補償課（近畿中部防衛局に限る。）

（地方調整課の所掌事務）

第十五条　［略］

2　東北防衛局、近畿中部防衛局及び中国四国防衛局の地方調整課は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務をつかさどる。

一～三　［略］

3～5　［略］

（施設取得補償課の所掌事務）

第二十四条の二　施設取得補償課は、第二十二条各号及び前条第一項各号に掲げる事務をつかさどる。

（管理部に置く課）

第三十二条　管理部に、次に掲げる課を置く。

業務課

施設補償課（北関東防衛局、九州防衛局及び沖縄防衛局に限る。）

施設補償第一課（南関東防衛局に限る。）

4 ［同上］

（部次長）

第八条　北海道防衛局、北関東防衛局及び近畿中部防衛局の企画部、北海道防衛局、東北防衛局、北関東防衛局、中国四国防衛局及び九州防衛局の調達部並びに南関東防衛局、九州防衛局及び沖縄防衛局の管理部に、それぞれ次長一人を、東北防衛局、南関東防衛局、中国四国防衛局及び九州防衛局の企画部並びに南関東防衛局及び近畿中部防衛局の調達部に、それぞれ次長二人を、沖縄防衛局の企画部及び調達部に、次長三人を置く。

2 ［同上］

（企画部に置く課）

第十四条　企画部に、次に掲げる課を置く。

地方調整課

地方協力基盤整備課（北関東防衛局に限る。）

連絡調整課（沖縄防衛局に限る。）

移設整備課（沖縄防衛局に限る。）

施設対策計画課（南関東防衛局及び沖縄防衛局に限る。）

周辺環境整備課

防音対策課

住宅防音課（北関東防衛局及び沖縄防衛局に限る。）

住宅防音第一課（南関東防衛局に限る。）

住宅防音第二課（南関東防衛局に限る。）

業務課（東北防衛局及び中国四国防衛局に限る。）

施設補償課（東北防衛局に限る。）

施設管理課（東北防衛局及び中国四国防衛局に限る。）

施設取得課（東北防衛局及び中国四国防衛局に限る。）

（地方調整課の所掌事務）

第十五条　［同上］

2　東北防衛局及び中国四国防衛局の地方調整課は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務をつかさどる。

一～三　［同上］

3～5　［同上］

［条を加える。］

（管理部に置く課）

第三十二条　管理部に、次に掲げる課を置く。

業務課

施設補償課（北関東防衛局、九州防衛局及び沖縄防衛局に限る。）

施設補償第一課（南関東防衛局に限る。）